

令和2事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和3年11月

東京国税局

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 新型コロナウイルス感染症の影響により実地調査の件数は大幅に減少したが、1件当たりの追徴税額は微増
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による件数、申告漏れ所得金額及び追徴税額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が5千件（前事務年度1万1千件）、着眼調査が1千件（同4千件）であり、合計7千件（同1万5千件）、このほか、簡易な接触の件数は14万5千件（同10万8千件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は15万2千件（同12万3千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は8万1千件（同7万4千件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、1,065億円（同1,909億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは958億円（同1,699億円）、着眼調査によるものは107億円（同210億円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は563億円（同370億円）となっており、調査等合計では1,628億円（同2,279億円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、163億円（同366億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは154億円（同348億円）、着眼調査によるものは9億円（同18億円）となっています。
なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、248万円（同245万円）となっており、前事務年度に比べ微増しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は58億円（同30億円）となっており、調査等合計では222億円（同396億円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区分 項目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般		着眼		計						
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数	10,989		3,938		14,927		108,418		123,345		
	5,187	47.2%	1,404	35.7%	6,591	44.2%	145,090	133.8%	151,681	123.0%	
申告漏れ等の 非違件数	9,809		2,934		12,743		61,259		74,002		
	4,700	47.9%	1,113	37.9%	5,813	45.6%	74,836	122.2%	80,649	109.0%	
申告漏れ 所得金額	1,699		210		1,909		370		2,279		
	958	56.4%	107	51.0%	1,065	55.8%	563	152.2%	1,628	71.4%	
追徴税額	本税	298		16		314		29		343	
		133	44.6%	8	50.0%	141	44.9%	57	196.6%	198	57.7%
	加算税	51		2		53		0.6		53	
	21	41.2%	1	50.0%	22	41.5%	1	166.7%	24	45.3%	
	348		18		366		30		396		
	154	44.3%	9	50.0%	163	44.5%	58	193.3%	222	56.1%	
一件当たり	申告漏れ 所得金額	1,546		532		1,279		34		185	
		1,847	119.5%	761	143.0%	1,616	126.3%	39	114.7%	107	57.8%
	本税	271		41		210		3		28	
		256	94.5%	57	139.0%	214	101.9%	4	133.3%	13	46.4%
加算税	46		5		35		0.1		4		
	41	89.1%	8	160.0%	34	97.1%	0.1	100.0%	2	50.0%	
	317		46		245		3		32		
	297	93.7%	65	141.3%	248	101.2%	4	133.3%	15	46.9%	

- (注) 1 令和2年7月から令和3年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
2 上段は、前事務年度の計数である。
3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。
5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、4千2百件(前事務年度4千3百件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、2千8百件(同2千9百件)となっています。申告漏れ所得金額(調査等の対象となった全ての年分の合計)は、473億円(同458億円)となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

項目	事務年度等		
	元事務年度	2事務年度	対前年比
①	件	件	%
調査等件数	4,250	4,236	99.7
土地建物等	2,911	3,312	113.8
株式等	1,339	924	69.0
②	件	件	%
申告漏れ等の非違件数	2,894	2,823	97.5
土地建物等	1,864	2,113	113.4
株式等	1,030	710	68.9
③	%	%	ポイント
非違割合 (② / ①)	68.1	66.6	▲ 1.5
土地建物等	64.0	63.8	▲ 0.2
株式等	76.9	76.8	▲ 0.1
④	億円	億円	%
申告漏れ所得金額	458	473	103.2
土地建物等	276	361	130.6
株式等	181	111	61.5
⑤	万円	万円	%
1件当たり申告漏れ所得金額 (④ / ①)	1,077	1,115	103.5
土地建物等	950	1,090	114.8
株式等	1,355	1,207	89.1

(注) 1 土地建物等は、土地建物(分離譲渡所得)及び金地金等(総合譲渡所得)である。

2 土地建物等は、課税年ごとに1件としている。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり実地調査の件数は大幅に減少したが、無申告等の調査を重点的に実施することにより、1件当たりの追徴税額は増加
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による件数及び追徴税額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が1千9百件（前事務年度4千8百件）、着眼調査が3百件（同1千4百件）であり、合計2千2百件（同6千2百件）、このほか、簡易な接触の件数は1万8千件（同1万件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は2万1千件（同1万7千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は1万2千件（同1万1千件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、32億円（同59億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは31億円（同54億円）、着眼調査によるものは1億円（同4億円）となっています。

なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、143万円（同95万円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。

- また、簡易な接触による追徴税額は10億円（同6億円）となっており、調査等合計では42億円（同65億円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区 分	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比	対前年比	対前年比			
調査等件数	4,771		1,384		6,155		10,357		16,512		
	1,905	39.9%	322	23.3%	2,227	36.2%	18,305	176.7%	20,532	124.3%	
申告漏れ等の非違件数	3,849		1,243		5,092		5,866		10,958		
	1,582	41.1%	230	18.5%	1,812	35.6%	9,704	165.4%	11,516	105.1%	
追徴税額	本税	44		3		48		6		54	
		25	56.8%	1	33.3%	26	54.2%	10	166.7%	36	66.7%
	加算税	10		1		11		0.4		11	
	6	60.0%	0.2	20.0%	6	54.5%	0.3	75.0%	6	54.5%	
	54		4		59		6		65		
	31	57.4%	1	25.0%	32	54.2%	10	166.7%	42	64.6%	
一件当たり	本税	93		24		78		6		33	
		131	140.9%	32	133.3%	117	150.0%	5	83.3%	18	54.5%
	加算税	21		7		18		0.4		7	
	30	142.9%	6	85.7%	26	144.4%	0.1	25.0%	3	42.9%	
	114		31		95		6		39		
	161	141.2%	38	122.6%	143	150.5%	6	100.0%	20	51.3%	

(注) 1 令和2年7月から令和3年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

Ⅱ トピックス（主な取組）

1 富裕層に対する調査状況

～一件当たり申告漏れ所得金額は 2,581 万円と過去最高～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
 - 令和 2 事務年度においては、801 件（前事務年度 1,597 件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1 件当たりの申告漏れ所得金額は、2,581 万円（同 2,471 万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 1,847 万円（同 1,546 万円）に比べ 1.4 倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は 207 億円（同 395 億円）に上ります。
 - 1 件当たりの追徴税額は 544 万円（同 891 万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 297 万円（同 317 万円）に比べ 1.8 倍となっています。また、追徴税額の総額は 44 億円（同 142 億円）に上ります。
 - 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1 件当たりの追徴税額は 878 万円（同 2,964 万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 297 万円に比べ 3.0 倍と高額となっています。

○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		対前年比	2 事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	元事務年度	2 事務年度			
調査件数	1,597	801	50.2%	5,187	
申告漏れ等の非違件数	1,377	681	49.5%	4,700	
申告漏れ所得金額	395	207	52.4%	958	
追徴税額	142	44	31.0%	154	
一件当たり	申告漏れ所得金額	2,471	2,581	104.5%	1,847
	追徴税額	891	544	61.1%	297

○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

項目	事務年度等		対前年比	2 事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	元事務年度	2 事務年度			
調査件数	366	200	54.6%	5,187	
申告漏れ等の非違件数	326	169	51.8%	4,700	
申告漏れ所得金額	273	67	24.5%	958	
追徴税額	108	18	16.7%	154	
一件当たり	申告漏れ所得金額	7,469	3,345	44.8%	1,847
	追徴税額	2,964	878	29.6%	297

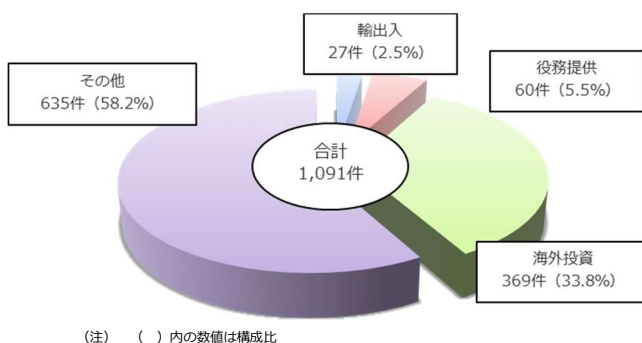
2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況 ～「富裕層」のみならず、1件当たりの追徴税額は高水準～

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
 - 令和2事務年度においては、1,091件（前事務年度1,806件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,393万円（同3,270万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,847万円（同1,546万円）と比べ1.3倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は261億円（同591億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は443万円（同933万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の297万円（同317万円）と比べ1.5倍となっています。また、追徴税額の総額は48億円（同169億円）に上ります。

○ 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

項目		事務年度等		対前年比	2事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
		元事務年度	2事務年度		
調査	件数	1,806	1,091	60.4%	5,187
申告漏れ等の非違	件数	1,669	996	59.7%	4,700
申告漏れ所得金額	億円	591	261	44.2%	958
追徴税額	億円	169	48	28.4%	154
1件当たり	申告漏れ所得金額	3,270	2,393	73.2%	1,847
	追徴税額	933	443	47.5%	297

○ 取引区分別の調査状況



【1件当たりの申告漏れ所得金額】



- 1 「輸出入」: 事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
- 2 「役員提供」: 工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 「海外投資」: 海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
- 4 「その他」: 海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

3 シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況 ～新たな分野の経済活動も的確に申告漏れを把握～

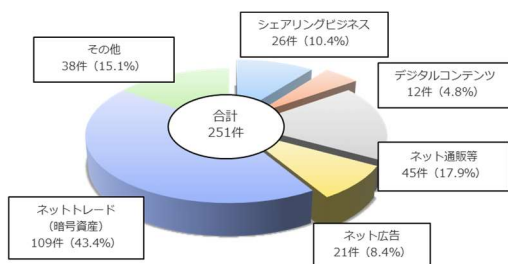
- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。
 - 令和2事務年度においては、251件（前事務年度443件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,240万円（同881万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,847万円（同1,546万円）に比べ1.2倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は56億円（同39億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は547万円（同408万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の297万円（同317万円）に比べ1.8倍となっています。また、追徴税額の総額は14億円（同18億円）に上ります。

（注）シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、暗号資産（仮想通貨）取引、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況

項目	事務年度等		対前年比	2事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	元事務年度	2事務年度			
調査件数	443	251	56.7%	5,187	
申告漏れ等の非違件数	406	224	55.2%	4,700	
申告漏れ所得金額	39	56	143.6%	958	
追徴税額	18	14	77.8%	154	
一件当たり	申告漏れ所得金額	881	2,240	254.3%	1,847
	追徴税額	408	547	134.1%	297

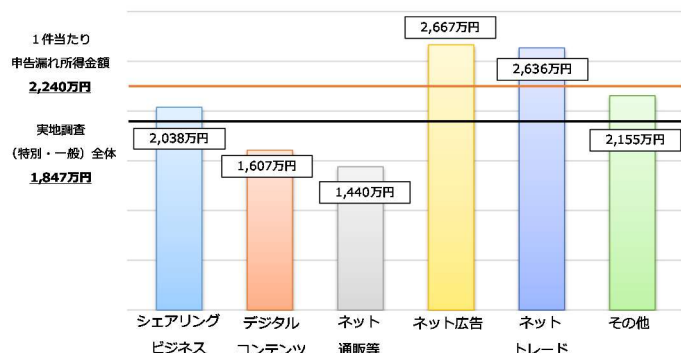
○ 取引区分別の調査状況



（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）：主な取引例
 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシングなど
 2 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メルマガなど
 3 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップショッピングなど
 4 ネット広告・・・アフィリエイトなど
 5 ネットトレード (暗号資産)・・・FXなどのネットトレード、暗号資産など
 6 その他・・・1～5に該当しない新分野の経済活動に該当する取引

【1件当たりの申告漏れ所得金額】



4 無申告者に対する調査状況

～消費税無申告者に対する1件当たり追徴税額は283万円で過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和2事務年度においては、852件（前事務年度2,053件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,713万円（同2,909万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,847万円（同1,546万円）に比べ2.0倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は316億円（同597億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は334万円（同283万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の297万円（同317万円）の1.1倍となっています。また、追徴税額の総額は28億円（同58億円）に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和2事務年度においては、665件（同1,743件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は283万円（同213万円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の161万円（同114万円）の1.8倍となっています。また、追徴税額の総額は19億円（同37億円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査状況

<所得税>

項目	事務年度等		対前年比	2事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	元事務年度	2事務年度		
調査件数 件	2,053	852	41.5%	5,187
申告漏れ所得金額 億円	597	316	52.9%	958
追徴税額 億円	58	28	48.3%	154
1件当たり 申告漏れ所得金額 万円	2,909	3,713	127.6%	1,847
1件当たり 追徴税額 万円	283	334	118.0%	297

<消費税>

項目	事務年度等		対前年比	2事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	元事務年度	2事務年度		
調査件数 件	1,743	665	38.2%	1,905
追徴税額 億円	37	19	51.4%	31
1件当たり 追徴税額 万円	213	283	132.9%	161

Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の 順位
		万円	万円	
1	経営コンサルタント	2,400	462	1
2	商工業デザイナー	1,878	627	12
3	冷暖房設備工事	1,635	293	17
4	システムエンジニア	1,633	279	11
5	水道衛生工事	1,424	287	20
6	型 枠 工 事	1,407	214	-
7	生命保険外交員	1,407	213	-
8	電気配線工事	1,398	254	16
9	一般貨物自動車運送	1,373	173	-
10	建設等工事労務者	1,353	196	-

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

	平成23事務年度		平成24事務年度		平成25事務年度		平成26事務年度		平成27事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	風俗業	3,096	風俗業	1,850	風俗業	4,351	風俗業	3,135	キヤパレー	3,174
2	パレー	1,386	とび工事	1,298	情報サービス	2,407	型粋工事	1,043	情報サービス	1,595
3	プロگرام	1,181	パレー	1,252	パレー	1,254	情報サービス	983	司法書士、行政書士	1,374
4	整形外科医	1,101	商工業デザイナー	1,182	美容	932	土木工事	982	鉄骨、鉄筋工事	1,342
5	特定貨物自動車運送	1,086	プロگرام	1,064	プロگرام	855	写真家	958	型粋工事	1,334

	平成28事務年度		平成29事務年度		平成30事務年度		令和元事務年度		令和2事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	風俗業	2,211	キヤパレー	2,283	美術こつとう品	3,908	経営コンサルト	5,168	経営コンサルト	2,400
2	キヤパレー	1,807	風俗業	2,170	保険代理業	2,419	太陽光発電	3,921	高圧電気	1,878
3	生命保険外交員	1,364	漫画家	1,995	学習塾経営	2,340	キヤパクラ	3,056	冷暖房設備	1,635
4	プロگرام	1,245	スタンドバー	1,655	キヤパクラ	2,269	眼科	2,126	シエンジニア	1,633
5	防水工事	1,179	宅配	1,575	経営コンサルト	2,269	映画、テレビ等俳優	1,799	水道衛生工事	1,424

(注) 1 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年分に係るものである。
 2 平成30事務年度4位の「キヤパクラ」は、平成28事務年度まで「キヤパレー」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。
 3 平成30事務年度5位の「経営コンサルト」は、平成28事務年度まで「その他経営サービス」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。
 4 令和元事務年度2位の「太陽光発電」は、平成28事務年度まで「その他製造販売」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。
 5 令和2事務年度4位の「システムエンジニア」は、平成28事務年度まで「その他技術サービス」などとして業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。